

高松市自治基本条例の一部改正について

1 本条例の規定の見直しについて

①照会 本条例の各条文が、法律の改正や社会の変革等に照らして不都合がないか、市庁内の各所属に対し確認を依頼（平成25年5月）



②照会結果 地方自治法施行令の一部改正に伴い、高松市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例(平成25年高松市条例第5号)を制定（平成25年3月27日施行）



③対応 本条例の整合性を図るため、条例の一部改正（平成25年9月議会提出予定）

2 条例の一部改正について

地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行
（平成23年12月26日施行）

地方公共団体の予算のより適正な執行を確保するため、地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等として、地方公共団体の条例で、資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人を追加することができる。

（改正前 資本金等が2分の1以上）【地方自治法施行令第152条関係】



高松市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定
（平成25年3月27日施行）【抜粋】

（条例で定める市が出資している法人）

第2条 政令第152条第1項第3号の条例で定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社とする。



高松市自治基本条例の一部改正（平成25年9月議会提出予定）

（財政運営）

第26条 （略）

3 執行機関は、出資法人（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人をいう。）に対し、その運営が健全に維持されるよう、適切な指導等を行うものとする。